

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

1月

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
建設業安全衛生教 育センター 高圧気 中負荷開閉器(SO G制御装置、PAS) 交換修繕工事	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央 4-11-1	令和7年1月8日	有限会社京葉工業 千葉県千葉市花見川区 千種町338-11	1040002003905	一般競争入札	3,169,570	892,100	28.1%				「6者」
千葉公共職業安定 所 電気設備改修 工事	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央 4-11-1	令和7年1月8日	株式会社ナラデン 千葉県習志野市東習志 野4-18-27	5040001014676	一般競争入札	1,675,539	741,400	44.2%				「2者」
千葉南公共職業安 定所 防犯カメラ設 置工事	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央 4-11-1	令和7年1月10日	日本ホールシステム株 式会社 神奈川県横浜市南区通 町4-77	6020001061604	一般競争入札	1,765,344	1,118,700	63.4%				「7者」
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

1月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
成田所(からべ庁舎・駅前庁舎)における備品等の調達・レイアウト変更	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央4-11-1	令和7年1月15日	シンユービジネス株式会社 千葉県千葉市中央区都町1-34-1	6040001003331	一般競争入札	6,235,869	5,511,000	88.4%				「2者」
シュレッダー3台の購入	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央4-11-1	令和7年1月23日	シンユービジネス株式会社 千葉県千葉市中央区都町1-34-1	6040001003331	一般競争入札	1,699,132	788,700	46.4%				「4者」
「受給資格者のしおり(令和7年4月版)ほか1種の印刷・製本	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央4-11-1	令和7年1月22日	勝美印刷株式会社 東京都文京区白山1-13-7	9010001001855	一般競争入札	2,788,841	2,127,596	76.3%				「6者」
千葉労働局管内で使用する備品等の調達	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央4-11-1	令和7年1月22日	シンユービジネス株式会社 千葉県千葉市中央区都町1-34-1	6040001003331	一般競争入札	6,422,368	5,753,000	89.6%				「1者」
野田出張所における窓口案内システムの購入・設置	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 近江 謙一 千葉市中央区中央4-11-1	令和7年1月31日	リプライス株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜3-22-9	3020001038381	一般競争入札	1,943,096	1,516,900	78.1%				「3者」
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。